

平成 21 年 6 月 30 日
入札監理小委員会
審議用資料

内水面漁業生産統計調査
民間競争入札実施要項（案）

内水面漁業生産統計調査における 民間競争入札実施要項（案）

1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号、以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、農林水産省は、公共サービス改革基本方針（平成20年12月19日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された内水面漁業生産統計調査に係る統計調査関連業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

2 内水面漁業生産統計調査の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 内水面漁業生産統計調査の概要等

ア 内水面漁業生産統計調査の目的

内水面漁業・養殖業の生産に関する実態を明らかにし、内水面漁業振興対策等の水産行政の資料及び社会的情報基盤の整備を目的とする。

イ 調査の体系及び調査方法

内水面漁業生産統計調査は、次の3つの調査から構成される。

(ア) 内水面漁業漁獲統計調査

(イ) 内水面養殖業収獲統計調査

(ウ) 3湖沼漁業生産統計調査

なお、従来、調査は農林水産省地方統計組織を通じ、農林水産省職員が調査客体とする水揚機関、漁業経営体、養殖業経営体の代表者等に調査票を郵送し、記入された調査票を国が非常勤一般職国家公務員として任命した調査員が回収する自計調査の方法（ただし、調査票への記入が不十分である場合は、調査員が調査客体に聞き取るにより補完する。）又は協力が得られる調査客体については、往復郵送調査の方法により実施してきている（別紙4）。

ウ 調査の対象

それぞれの調査の範囲及び調査客体については、以下のとおりである。

(ア) 内水面漁業漁獲統計調査（平成19年調査実績）

漁業権の設定等が行われている全ての河川及び湖沼（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）を調査範囲として実施した調査結果に基づき、年間漁獲量100 t以上の河川及び湖沼並びに年間漁獲量が100 t未満の河川及び湖沼であっても、統

計部長が国の施策上、毎年の調査が必要として指定した河川及び湖沼を管轄する内水面漁業協同組合又は、同河川及び湖沼で内水面漁業を営む漁業経営体。

なお、平成21・22年調査における調査範囲については、平成20年調査結果を基に一定基準により設定することとしていることから、変更の可能性があります。

(イ) 内水面養殖業収獲統計調査

全国のます類、あゆ、こい及びうなぎを養殖する全ての内水面養殖業経営体（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く）。

(ウ) 3湖沼漁業生産統計調査

琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱う全ての水揚機関、漁業経営体及び養殖業経営体。

エ 調査の規模

それぞれの調査の調査客体数は以下のとおりである。

(ア) 内水面漁業漁獲統計調査

約700客体（平成19年調査実績）

なお、平成21・22年調査における調査客体数については、平成20年調査結果を基に一定基準により設定することとしていることから、変更の可能性があります。

(イ) 内水面養殖業収獲統計調査

約2,000客体

(ウ) 3湖沼漁業生産統計調査

約1,300客体

なお、都道府県別の調査客体数は「内水面漁業生産統計調査都道府県別調査客体数及び調査員数」（別紙6）のとおり。

オ 調査時期

調査年の翌年1月から3月まで

カ 調査事項

(ア) 内水面漁業漁獲統計調査

① 魚種別漁獲量

② 天然産種苗採捕量

(イ) 内水面養殖業収獲統計調査

① 魚種別収獲量（食用）

② 魚種別種苗販売量

(ウ) 3湖沼漁業生産統計調査

① 漁業種類別魚種別漁獲量、天然産種苗採捕量

② 養殖魚種別収獲量

③ 魚種別種苗販売量

キ 従来の調査の流れ

(ア) 調査客体の名簿作成、協力依頼・確定及び調査関係用品の配付

調査に先立ち、地方農政局統計・情報センター、地方農政事務所統計・情報

センター、北海道農政事務所統計・情報センター及び沖縄総合事務局農林水産センター（以下「センター」という。）の職員は、調査年の12月31日までの調査客体の異動状況について（3湖沼漁業生産統計調査にあっては、あわせて水揚機関でまとめて把握できるかの可否について（平成19年調査は、1,267調査客体のうち1,251調査客体を117水揚機関でまとめて把握した。））確認し、調査客体名簿（「内水面漁業協同組合等名簿」、「内水面養殖業経営体名簿」及び「3湖沼調査対象名簿」（別紙8））を作成する。また、調査客体に対し、調査の趣旨、調査内容等の説明を行い調査に対する協力を依頼する。また、調査員に対し、担当する調査客体について整理した名簿の配付を行う。

その後、センターの職員は、全ての調査客体に調査関係用品を配付する。

(イ) 調査票の回収・督促

調査員は、調査客体から記入された調査票を回収する。

なお、調査票への記入が不十分である場合は、調査客体に聞き取ることにより補完する。

また、往復郵送調査の方法により調査を実施している調査客体のうち期日までに調査票の提出がない調査客体に対しては、電話により督促を行う。

(ウ) 調査票の審査、調査客体への疑義照会及び報告

a 概数取りまとめ

調査員は調査票の回収時、また、センターの職員は調査員から提出された調査票及び往復郵送調査により返送された調査票について審査を行う。

センターの職員は、審査を行った結果、明らかな誤りや不明な点がある場合には、調査員への照会、確認又は、調査客体への照会を行う。

センターの職員は、審査した調査票を農林水産統計システムにより集計、審査、前年値対比の検討を行い、センターの管轄区域別結果表を収録した保存ファイル及び報告ファイルを作成し、農林水産統計システムを使用して地方農政事務所統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産部統計調査課及び地方農政局統計部（以下「農政事務所等」という。）に報告する。また、調査票の備考欄に記入された漁業・養殖業生産量の増減理由等の情報を「内水面漁業・養殖業生産量に関する情報」（別紙9）（以下「生産量に関する情報」という。）に整理し、農政事務所等に報告する。

農政事務所等の職員は、管内センターからの報告ファイルについて、農林水産統計システムにより集計、審査を行い、農政事務所等の管轄区域別結果表を収録した保存ファイル及び報告ファイルを作成し、農林水産統計システムを使用して農林水産省本省（以下「本省」という。）に報告するとともに画一的な秘匿措置を行なった管轄区域別結果表を作成し本省に提出する。また、管内センターから報告された生産量に関する情報及び収集した情報により県別の生産量に関する情報を作成し、本省に報告する。

b 確定値取りまとめ

センターの職員は、概数取りまとめ以降に調査票の内容に変更がないか、調査客体へ確認を行う。変更が生じた場合は、概数取りまとめ時同様に審査

等を行い、農政事務所等に報告する。

農政事務所等の職員は、変更が生じた管内センターの報告ファイルについて、概数取りまとめ時同様に集計、審査等を行い、本省に報告する。

(イ) 調査票の集計、公表

本省は、農政事務所等から報告された報告ファイルを農林水産統計システムにより集計を行い、その集計結果を農政事務所等から報告された農政事務所等別結果表及び生産量に関する情報に基づき審査した後、全国結果表及びその内容を収録した電磁的記録を作成し、農政事務所等と秘匿措置を図った概数取りまとめ結果を調査年の翌年4月30日までに、確定値取りまとめ結果を逐次刊行物により公表する。

(オ) 調査客体への謝礼の支給

調査終了後、農政事務所等は、3湖沼漁業生産統計調査の調査客体のうち、往復郵送調査の方法により調査を実施した調査客体に対して、統計調査への協力の謝礼を口座振込により支払う。

(2) 内水面漁業生産統計調査に係る請負業務の内容

請負業務は、内水面漁業生産統計調査における調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成、調査客体への謝礼支給である（別紙5）。

ア 業務期間

平成21年11月1日から平成23年8月末日までとする。

イ 農林水産省からの貸与物件（提供時期）

(ア) 調査関係用品の印刷原稿（契約後）（「調査客体配付用品一覧」（別紙7）参照。）
調査関係用品の見本については入札説明会において提示する。

(イ) 内水面漁業協同組合等名簿、内水面養殖業経営体名簿及び3湖沼調査対象名簿（契約後）

毎年、調査対象年翌年1月上旬頃に12月末日現在の名簿を貸与する。

(ウ) 登録調査員名簿

農林水産省が調査員調査の実施に当たって登録している登録調査員の氏名、住所、電話番号等の情報を記載したもの。民間事業者が登録調査員の紹介を求めた場合、登録調査員の同意を得たうえで貸与する。

(エ) 照会対応事例集（契約後）

(オ) 審査事項一覧表（入札説明会）

(カ) 政府統計共同利用システム オンライン調査システム利用手順書（契約後）
政府統計共同利用システムオンライン調査システム（以下「オンライン調査システム」という。）上において調査回答者情報等の登録作業を行うための手順書

(キ) トークン（認証用機器）（契約後）

オンライン調査システムを使用する際に「政府統計共同利用システム」にアクセスする際に必要となるワンタイムパスワードを得るために用いるキーホルダー大のパスワード表示端末

(ク) 前年調査結果（契約後）

回収した調査票の審査を実施する際に、前年の調査結果を比較するためのもの（調査客体個別データ及び全国・都道府県別・河川湖沼別結果表データを電子媒体により貸与。）。

(ケ) 内水面漁業生産統計調査 集計プログラム(契約後)

集計プログラムは、MicrosoftExcel2003以上で動作するマクロである。

(コ) 内水面漁業生産統計調査 オンライン調査システムガイド(契約後)

ウ 業務内容

(7) 本業務の工程

本業務は次の各工程からなる。

- ① 実査準備（調査関係用品の印刷、調査客体への協力依頼・確定、調査員の確保・指導）
- ② 実査（調査関係用品の配付、調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応、調査票の回収・督促）
- ③ 審査（調査票の審査、調査客体への疑義照会）
- ④ 集計、統計表の作成
- ⑤ 調査客体への謝礼支給

業務実施上の注意

- ・ 本業務の実施に当たり、作業フロー及び作業体制を明確にすること。
- ・ 本業務の実施に当たり、各工程において農林水産省から立ち会いの要請があった場合は認めること。
- ・ 本業務の各工程ごとの作業方針、スケジュールを策定し、農林水産省と調整すること。
- ・ 事故等が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、指示を求めること。
- ・ 本業務の実施に当たり、実査や審査を実施する者、調査票や個人情報に記載された書類等を取り扱う者等に対し、調査内容や守秘義務等の遵守事項について十分理解できる研修を事前に行うこと。研修内容、スケジュールについては業務開始前までに農林水産省の了解を得ること。
- ・ 平成21年調査から新たにオンライン調査を導入することから、オンライン調査に対応したシステム環境を準備するとともに、オンライン調査への協力依頼、調査客体からの問い合わせに対する業務等を行うこと。

(イ) 調査関係用品の印刷（11月～12月）

- a 本業務の実施に当たり、調査客体に配付する調査関係用品を農林水産省が貸与した見本を基に作成・印刷する。
- b 各調査関係用品の印刷部数は、農林水産省が提示する調査客体数を基数とする（「調査客体配付用品一覧」（別紙7）の積算内訳を参考にすること）。
- c 各調査関係用品の印刷に当たっては、農林水産省の指定した印刷仕様（紙質、色など）を使用するものとする。
- d 各調査関係用品の印刷の留意点

調査期間中における調査客体の予備分を見込んで印刷する。なお、「調査客体配付用品一覧」（別紙7）の積算内訳は、予備分（5%）を見込んだ部数としている。

(a) 調査票、調査票の記入の仕方及び調査の御協力をお願い
農林水産省が提示する原稿を基に作成する。

(b) 送付用・返信用封筒
印刷原稿を作成する。

(ウ) 調査客体への協力依頼・確定（1月）

調査対象年の翌年1月上旬頃に農林水産省が契約後に貸与する「内水面漁業協同組合等名簿」、「内水面養殖業経営体名簿」及び「3湖沼調査対象名簿」（別紙8）に示された調査客体の全てに対し、調査の趣旨、調査内容等の説明を行い、調査への協力を依頼し、調査客体を確定するとともに、調査関係用品の配付・調査票の回収方法を確認する。

なお、インターネットが整備されている調査客体については、オンライン調査について協力を求めることとし、協力いただける調査客体があった場合は農林水産省に連絡する（農林水産省はシステム設定作業の一部を行なう。）（別紙14）。

また、民間事業者において調査への協力を得ることが極めて困難と判断された調査客体については、民間事業者は農林水産省に連絡をとり、当該調査客体からの調査への協力が得られるよう、農林水産省が民間事業者と連携して対応するものとする。

(イ) 調査員の確保・指導（11月～12月）

民間事業者自ら調査員を確保し、調査員の仕事の内容、調査員としての心得、調査の進め方、調査票の記入・審査の仕方、報告の仕方など、必要な教育（研修）等を実施する。

(オ) 調査関係用品の配付（1月）

オンライン調査を選択した調査客体以外には、(ウ)で確認した方法で、調査関係用品を配付する。

また、オンライン調査を選択した調査客体には、(カ)によりID、パスワードを設定のうえ、農林水産省が契約後に貸与する内水面漁業生産統計調査オンライン調査システム操作ガイドに添付し配付するものとする。

なお、調査票を郵送で配付する場合は信書便を利用するものとする。

また、調査関係用品の配付の方法は従来の方法によるほか、民間事業者の創意工夫により設定し、5(2)イの提案書にその具体的な内容を記述すること。

(カ) オンライン調査システムの調査回答者情報等登録作業（1月）

オンライン調査を選択した調査客体について、オンライン調査システム上において調査回答者情報等の登録作業を行う（別紙15）。

作業手順については、「政府統計共同利用システム オンライン調査システム利用手順書」を参照すること。

なお、作業場所については、民間事業者で用意し、システム環境

についても、ソフトウェアはWindowsVista (SP1)、WindowsXP (SP2)、Windows2000 (SP4)、InternetExplorer7、InternetExplorer6、AdobeReader7.0.9以上を、ネットワークはADSL等のブロードバンド環境、固定IPアドレスを民間事業者で準備する。

ただし、情報セキュリティ管理の観点から作業場所については、エによるセキュリティ対策を講じるものとする。

(キ) 調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応（随時）

a 調査客体からの調査内容等に関する照会に適宜回答する。

b 調査全体及び調査項目に関する問い合わせの対応については、農林水産省が契約後に貸与する照会対応事例集に基づいて、問い合わせ・苦情等対応マニュアルを作成し、事業開始までに農林水産省の了解を得るものとする。

また、オンライン調査システムに関する問い合わせの対応については、契約後に貸与する内水面漁業生産統計調査オンライン調査システム操作ガイドを基に行うこととし、併せて調査客体から設定等の対応依頼があった場合の体制を整えるものとする。

c 問い合わせ、苦情等対応業務を行う者に対しては、調査客体への協力依頼までに本業務の内容を充分理解させる。

(ク) 調査票の回収・督促（1月～2月）

調査客体から指定した期日までに調査票を回収するとともに、未回収調査客体に対して督促を行う。

なお、調査票を郵送で回収する場合は信書便を利用するものとする。

オンライン調査による場合は、オンライン調査システム上で回答データの取得の作業を行う（別紙15参照）。作業の手順については、「政府統計共同利用システム オンライン調査利用手順書」を参照すること。

また、提出期限までに調査票を提出することが困難なことが判明した場合は速やかに農林水産省に報告し指示を受けるものとする。

なお、調査票の回収方法は従来の方法によるほか、民間事業者の創意工夫により設定し、5(2)イの提案書に具体的な内容を記述すること。

(ケ) 調査票の審査、調査客体への疑義照会（1月～3月（概数取りまとめ）、6月～8月（確定値取りまとめ））

提出された調査票の内容について、農林水産省が示す審査事項一覧表に基づき審査を行い、必要に応じて調査客体に対して疑義照会を行い、修正が生じた際は調査票の内容を修正する。

また、確定値取りまとめ時については、概数取りまとめ以降に調査票の内容に変更がないか、調査客体へ確認を行い、変更が生じた場合は、審査事項一覧表に基づき審査を行い、必要に応じて調査客体に対して疑義照会を行い、調査票の内容を修正する。

(コ) 集計、統計表の作成（2月～3月（概数取りまとめ）、7月～8月（確定値取りまとめ））

審査を終了した調査票について、別途提示するファイルフォーマット（入札

説明会において提示)に基づき電子化し、電子化したデータと調査票の突合チェックを行う。

チェック終了後、電子化したデータを農林水産省が貸与する内水面漁業生産統計調査集計プログラムを用い集計、審査し、全国・都道府県別・河川湖沼別結果表(紙媒体)及び全国・都道府県別・河川湖沼別結果表データ(電子媒体)を作成し、前年値対比を検討する。また、集計、審査後の結果表データについて、画一的な秘匿措置を行う(調査客体の数が3未満の場合、当該数値を記号に変換)。

また、調査票の備考欄に記入された漁業生産量の増減理由等の情報を整理し、都道府県別に「内水面漁業・養殖業生産量に関する情報」(別紙9)を作成する。

なお、統計表の作成方法は従来の方法によるほか、民間事業者の創意工夫により設定し、5(2)イの提案書にその具体的な内容を記述すること。

(4) 調査客体への謝礼支給(8月)

(ウ)で確定した3湖沼漁業生産統計調査の調査客体のうち、往復郵送調査及びオンライン調査の方法により調査を実施した調査客体に対し、調査終了後速やかに、平成20年度に国が調査客体に支払った金額(2,300円)の謝金の支払い又は謝金相当の報奨品の支給を行う。

また、年間の謝金支払額(支払件数)、報奨品支給額(支給件数)及び受領辞退客体数については、8(1)ア(カ)の事業報告書に記載するものとする。

なお、調査客体への謝礼支給は従来の方法によるほか、民間事業者の創意工夫により設定し、5(2)イの提案書にその具体的な内容を記述すること。

エ 情報セキュリティ管理

(7) 本業務の実施に当たって、情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティマニュアルを作成して的確な調査情報の管理を行うこと。なお、セキュリティマニュアルについては5(2)イの提案書と併せて提出し、農林水産省の審査を受けること(特に、前年・当年調査票、内水面漁業協同組合等名簿、内水面養殖業経営体名簿、3湖沼調査対象名簿、登録調査員名簿については細心の注意を払うこと。)

(イ) 調査関係用品、納入物件以外に作業過程で作成し、不要となった帳票、電子媒体類は契約終了時までには粉砕等により廃棄するものとする。

(ウ) 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、今後の対応方針について協議するものとする。

オ 納入物件(納入媒体・納入期限)

(7) 全国・都道府県別・河川湖沼別結果表

(紙媒体及び電子媒体・調査年の翌年3月25日(概数)、調査年の翌年8月25日(確定値)。)

(イ) 内水面漁業・養殖業生産量に関する情報(別紙8)

(電子媒体・同上。)

(ウ) 調査票

(紙媒体及び電子媒体・調査年の翌年8月25日)

また、農林水産省の執務・保存用として、調査客体配付用品一覧(別紙7)に掲げる印刷物一式の紙媒体を5セット、印刷終了時に納入する。

審査済み調査票を郵送で送付する場合は信書便を利用するものとする。

なお、期限日が土日休日の場合は、その前日とする。以下、同じ。

(3) 業務受託に関する留意事項

ア 民間事業者は(2)ウで示した本業務を実施するために、調査関係書類を厳重に管理する環境、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所を用意する。

イ 民間事業者は「農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局」という名称を用いて実査、督促、照会対応等を実施する。なお、この名称及び農林水産省の受託事業である旨は、調査客体へ配付する「調査のご協力をお願い」に明記する。

また、民間事業者は調査客体からの調査票の返送先を自ら必ず確保するとともに、契約締結後速やかに、調査票の返送先を農林水産省に報告すること。

ウ 民間事業者は、請負業務の適切な実施を確保するために、農林水産省との連絡・調整を行う担当者を設置すること。

担当者は業務履行時間内(平日の9:00~18:00)においては、速やかに農林水産省と連絡・調整が取れる状態を保つこととし、農林水産省との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。

エ 調査の実施に当たり、民間事業者が農林水産省の登録調査員の利用を希望する場合には、農林水産省は登録調査員に対し民間事業者への情報提供の可否を確認し、同意が得られた登録調査員の名簿を整理した上で、(2)イ(ウ)に示す登録調査員名簿を民間事業者に貸与する。

なお、民間事業者が雇用する調査従事者の調査活動時に起こった事故などの補償に対しては、民間事業者の責任において対応する。

(4) 業務遂行に当たり確保されるべき質

本業務を実施するに当たって調査結果の質を確保するため、以下の対応を行うこととする。

ア 本業務の実施に当たり、(2)ウ(ア)で示す各工程毎に作業方針を策定し、農林水産省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。

イ 照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合は、(2)ウ(キ) bで民間事業者が作成した問い合わせ・苦情マニュアルに沿って対応すること。

ウ 本調査は全数調査であり、調査の対象となる調査客体を漏れなく確実に調査することにより、網羅的かつ正確な統計を作成している。

したがって、調査客体の全てから調査協力を得られるようにし、一連の業務(督促業務等)を通じ、調査票の回収率は100%を達成すること。

(5) 契約金の支払いについて

契約金の支払いについては、落札者が決定後、落札者と農林水産省が協議を行い、当該年度の予算の範囲内で支払金額及び支払時期・回数を決定する。

なお、支払いに当たり民間事業者は、8(1)アに示す報告及び2(2)オに示す納入物件や業務の完了を確認できる書類等を農林水産省に提出する。

農林水産省は、適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。

3 内水面漁業生産統計調査の契約期間

契約期間は、平成21年11月1日から平成23年8月末日までとする。

4 民間競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しないものであること。（なお、未成年者、又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (6) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。

5 民間競争入札に参加する者の募集

(1) 民間競争入札に係るスケジュール（予定）

ア 入札公告	平成21年7月下旬頃
イ 入札説明会	平成21年8月下旬頃
ウ 入札説明会終了後の質問期限	平成21年9月上旬頃
エ 入札書類提出期限	平成21年9月中旬頃
オ 入札書類の評価	平成21年10月上旬頃
カ 開札	平成21年10月中旬頃
キ 契約の締結	平成21年10月下旬頃
ク 業務の引継ぎ	平成21年11月上旬から

なお、正式な日程については、支出負担行為担当官による入札公告において確認すること。

(2) 入札実施手続

ア 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、農林水産省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、農林水産省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び農林水産省からの回答は原則として入札説明書の交付を受けたすべての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類及び業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）及び「評価項目一覧」（別紙1）の提案書項番号欄に該当する提案書の項番号を記載したものを提出することとする。なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の105分の100に相当する金額を記載することとする。

また、法第15条において準用する第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を添付することとする。

ウ 提案書の内容

入札参加者が提出する提案書には、6で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

- (ア) 本業務実施計画
- (イ) 実施体制・設備・環境
- (ロ) 組織の専門性
- (ハ) 本業務従事予定者の研修
- (ニ) セキュリティ対策
- (ホ) 調査関係用品の印刷・配付
- (ヘ) 調査への協力依頼及び調査客体への謝礼支給
- (ヘ) 調査客体からの問い合わせ・苦情等対応
- (ケ) 調査票の回収及び督促
- (コ) 調査票の審査
- (ク) 調査票の電子化・統計表の作成

なお、上記について農林水産省が民間事業者の創意工夫により設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については提案書に記載する。

6 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、評価においては、外部有識者（評価者）による審査も行うこととする。

- (1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定（詳細は「評価項目一覧」（別紙1）

参照)

落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿い、かつ実行可能なものであるか（必須項目として評価する）、また、効果的なものであるか（加点項目として評価する）について行うものとする。

ア 必須項目審査

農林水産省は、入札参加者が提案書に記載した内容が、次の(ア)から(ウ)の必須項目（最低限の要求項目）を満たしていることを確認する。すべて満たしている場合は合格とし、1つでも満たしていない場合は失格とする。

(ア) 実施計画

a 本業務実施計画

実施計画（スケジュール）は、2(2)、(3)及び(4)により農林水産省が示す要件が満たされているか。

(イ) 実施体制

a 実施体制・設備・環境

(a) 本業務を遂行可能な体制が確保されているか。また、人員の補助体制が確立されているか。

(b) 調査に対応できる調査員を確保する計画が記載されているか。また、実査時における的確に配置できる方法が具体的に記載されているか（別紙2参照）。

(c) 再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。

(d) 支出に係る証拠書類等の整理、保管等体制が適当であるか。

(e) 本業務を実施する場所、設備環境（調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット等）について十分な体制が用意されているか。

b 本業務従事予定者の研修

教育（研修）のプログラムの概要が必要な内容を含むか（内水面漁業生産統計調査について、秘密の保護についてなど）。

c セキュリティ対策

農林水産省の示す情報セキュリティ管理の要件が満たされているか（「2(2) 工情報セキュリティ管理」参照）。

(ウ) 個別業務の実施方法

a 調査関係用品の印刷・配付

印刷・配付の手順が具体的に示されているか。

b 調査の協力依頼及び調査客体への謝礼支給

調査客体への調査の協力依頼、謝礼の支給についての手順が具体的に示されているか。

c 調査客体からの問い合わせ・苦情等対応

調査客体からの問い合わせ・苦情等対応についての手順が具体的に示されているか。

d 調査票の回収及び督促

調査票の回収及び督促についての手順が具体的に示されているか。

e 調査票の審査

調査票の審査についての手順が具体的に示されているか。

f 調査票の電子化・統計表の作成

調査票の電子化・統計表の作成についての手順が具体的に示されているか。

イ 加点項目審査

上記アで合格になった入札参加者に対して、次の(ア)から(ウ)の加点項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるかという観点から入札参加者の企画提案を評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を比較し、各入札参加者に対して次表審査基準により0点から3点を付与する。各入札参加者の得点は、各評価者の得点に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。

表 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

(ア) 実施計画

本業務実施計画

業務手順について、効率的に業務を実施するための工夫が示されているか。[加重3]

(イ) 実施体制

a 実施体制・設備・環境

(a) 統計調査に精通した責任者を適正に配置しているか（各工程において適正に責任者を配置しているか）。[加重3]

(b) 農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。[加重2]

b 組織の専門性

(a) 業務遂行に当たり、内水面漁業・養殖業の生産・流通関係の知識（内水面漁業・養殖業についての用語、生産・流通過程等の知識）を有する職員を有しているか。[加重4]

(b) 電話による督促、問い合わせ、苦情対応の業務を行うに当たっては、テレマーケティング業務の実務経験を有する者を配置することとなっているか。[加重1]

(c) 類似調査事業の受託実績があり、組織又は本業務従事予定者に調査内容に関する専門知識・ノウハウ等があるか。[加重3]

(d) ISO9001の認証を受けているか。[加重1]

実施組織・部門が認証を受けているかを評価する。

この項目の得点配分は以下のとおりとする。

認証を受けていない 0点 認証を受けている 3点

- c 本業務従事予定者の研修
 - (a) 研修の計画に工夫が示されているか（方法、研修時間など）。[加重 2]
 - (b) 統計調査（調査項目）の特徴や特性が理解される工夫が示されているか。[加重 2]
- d セキュリティ対策
 - (a) プライバシーマークの認証を受けているか。[加重 1]
 - 実施組織・部門が認証を受けているかを評価する。
 - この項目の得点配分は以下のとおりとする。
 - 認証を受けていない 0点 認証を受けている 3点
 - (b) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けているか。[加重 2]
 - 実施組織・部門が認証を受けているかを評価する。
 - この項目の得点配分は以下のとおりとする。
 - 認証を受けていない 0点 認証を受けている 6点
 - (c) 効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか。[加重 1]
- (ウ) 個別業務の実施方法
 - a 調査関係用品の印刷・配付
 - (a) 配付の方法について業務を円滑に行うための創意工夫による設定がされているか。[加重 3]
 - (b) 調査関係用品の誤配を防ぐ工夫が示されているか。[加重 2]
 - b 調査の協力依頼及び調査客体への謝礼支給
 - (a) 調査客体へ調査内容をわかりやすく説明し、調査協力が得られるための工夫が示されているか。[加重 3]
 - (b) 調査客体への謝金支払、報奨品支給を行うための創意工夫による設定がされているか。[加重 2]
 - c 調査客体からの問い合わせ・苦情等対応
 - 調査客体からの問い合わせ・苦情等に、迅速、適切に対応するための体制と工夫が示されているか。[加重 3]
 - d 調査票の回収及び督促
 - 調査票を確実に回収（100%）するための創意工夫による設定がされているか。[加重 4]
 - e 調査票の審査
 - (a) 調査票の審査を正確・迅速・確実に行うための工夫が示されているか（回収した調査票の審査の際、疑義等について照会を確実に行う工夫が示されているか。）。[加重 2]
 - (b) 農林水産省からの疑義照会に的確に対応できる工夫が示されているか。[加重 2]
 - f 調査票の電子化・統計表の作成
 - (a) 調査票の電子化を正確・迅速に行う工夫が示されているか。[加重 2]

- (b) 統計表の作成を正確・迅速に行うための創意工夫による設定がされているか。[加重2]

(2) 落札方式及び得点配分

ア 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「イ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

(7) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(イ) 「評価項目一覧」(別紙1)に記載される要件のうち必須とされる項目を、すべて満たしていること。

イ 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

$$\text{技術点} = \text{基礎点} + \text{加点} (\text{※1})$$

$$\text{価格点} = \text{価格点の配分} (\text{※2}) \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

※1：評価項目の得点は基礎点と加点の2種類に分かれており、その合計の得点が決まる(得点配分は「評価項目一覧」(別紙1)の「得点配分」欄を参照)。

※2：技術点の配点と価格点の配点はウのとおりとする。

ウ 得点配分

次のとおりとする。

なお、技術点に関し、新規性、創造性、効率性を求める項目の配分を96点、実施体制、実績を評価する項目の配分を104点とする。

技術点 (必須項目：基礎点)	50点
技術点 (任意項目：加点)	150点
価格点	100点

(3) 評価の手続き

ア 技術点の算出

基礎点は、「評価項目一覧」(別紙1)に記載される「項番1～3」のうち必須とされた項目(最低限の要求要件)についてすべて満たす場合は50点とし、1つでも満たしていない場合は0点とし不合格とする。

また、複数の評価者がいる場合は、各評価者の評価結果(点数)を合計し、それを平均して技術点を算出する(小数点以下の端数が生じた時は、その端数を切り捨てる)。

イ 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点(数値の最も高い者が明らかになる位まで)を算出する。

なお、価格点の算出に当たっては、小数点以下の端数を切り捨てすることなく得られた値とする。

- (7) 「(3)ア 技術点の算出」により与えられる技術点
- (イ) 「(2)イ 総合評価点の計算」に記した式により算出した価格点

(4) その他

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「(2)イ総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い1者を落札者として決定することがある。

イ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない農林水産省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ウ 農林水産省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(5) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

7 内水面漁業生産統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示

内水面漁業生産統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、別紙2のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法等

8 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告について

ア 2(4)で設定した本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされていることを確認するため、民間事業者は、次の(ア)から(イ)について、農林水産省に報告する。

- (ア) 調査拒否等報告（別紙10）
（随時報告）
- (イ) 問い合わせ・苦情等対応状況（別紙11）
（年1回：調査年の翌年3月25日までに報告）
- (ウ) 調査票回収・督促状況（別紙12）
（年1回：調査年の翌年3月25日までに報告）
- (エ) 疑義照会状況（別紙13）

(年2回：調査年の翌年3月25日(概数)、調査年の翌年8月25日(確定値)までに報告)

(オ) 勤務体制(年1回：調査年の翌年8月25日)

a 業務担当者の配置実績及び勤務体制表

b 調査票等を扱うことができる人員の管理体制、保管責任者、管理責任者等の体制及び保管・管理状況を報告

c 勤務体制については、各工程に作業責任者を置き、氏名、所属、連絡先を報告

d 督促・審査及び苦情対応業務の業務担当者の氏名、所属を報告

(カ) 事業報告書

平成21年調査：平成22年8月25日

平成22年調査：平成23年8月25日

イ 農林水産省は、民間事業者から受けた報告(1)アについて取りまとめの上、調査年の翌年の11月末までに公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

(2) 調査について

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(1)の報告や次のアからイによるモニタリングの結果等から必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする農林水産省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ア 民間事業者への電話

農林水産省から民間事業者へ電話し、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の様々な質問を投げかけることにより、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。

イ 不正行為の有無の確認

民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査客体に農林水産省から不正行為の有無を確認する。

(3) 指示について

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、(2)の調査結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

なお、民間事業者は、改善策の作成に当たり、農林水産省に対して助言、協力を求めることができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

(7) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(イ) 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ農林水産省の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

(7) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

(イ) 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない（ただし、2(2)ウ(イ)の調査客体への謝礼を除く。）。

エ 宣伝行為の禁止

(7) 民間事業者及び本業務に従事する者は、「農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課」や「内水面漁業生産統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が内水面漁業生産統計調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

オ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

カ 記録・帳簿書類の保管

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

キ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ク 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ農林水産省の承認を受けなければならない。

ケ 再委託

- (ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- (イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。
- (ウ) 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けなければならない。
- (エ) 民間事業者は、上記(イ)及び(ウ)により再委託を行う場合には、民間事業者が農林水産省に対して負う義務を的確に履行するため、再委託先の事業者に対し前記「(4) 秘密の保持」及び本項「(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- (オ) 上記(イ)から(エ)までに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合には、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

コ 請負内容の変更

民間事業者及び農林水産省は、本業務の更なる質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

サ 契約の解除等

農林水産省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (ア) 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき
- (イ) 暴力団員を業務の統括者又は従業員としていることが明らかになったとき
- (ウ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

なお、本規定により農林水産省が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を農林水産省に納付しなければならない。

シ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と農林水産省とが協議するものとする。

9 契約により民間事業者が負うべき責任

(1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 農林水産省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自らの賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって農林水産省に損害を与えたときは、民間事業者は、農林水産省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

(3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、「2(2)オ 納入物件」に定める納入期限を遅延したときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了までの遅延日数1日につき契約金額の年5パーセントの割合で計算した額を農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。

10 法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

農林水産省は、内閣総理大臣が評価を行うに当たり必要な情報を得るため、本業務の実施状況について、毎年8月末日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

農林水産省は、8(1)の報告等を基に、下記(3)の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と比較考量すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する（数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する。）。あわせて経費削減が達成されたかを確認する。

(3) 調査項目

ア 8(1)ア(ア)～(オ)に掲げる項目

イ 実際に本業務の実施に要した経費

(4) 農林水産省は、必要に応じ民間事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 農林水産省は、本業務の実施状況等を内閣総理大臣に提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

11 その他の実施に関する必要事項

(1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(2) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成19年法律第53号）その他関係法令を遵守するものとする。特に統計法は第41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

(3) 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(4) 次のア及びイのいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

ア 8(1)アによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は8(2)による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

イ 正当な理由なく、8(3)による指示に違反した者

(5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記(4)の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記(4)の刑を科することとなる。

(6) 実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

農林水産省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

(7) 農林水産省の監督体制

ア 本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

イ 本業務の実施状況に係る監督は、8(2)により行うこととする。

別紙 1	評価項目一覧
別紙 2	従来の実施状況に関する情報の開示（案）
別紙 3	農林水産省の組織図
別紙 4	内水面漁業生産統計調査の流れ図（従来の実施方法）
別紙 5	内水面漁業生産統計調査の流れ図（平成 21・22 年の実施方法）
別紙 6	内水面漁業生産統計調査都道府県別調査客体数及び調査員数
別紙 7	調査客体配付用品一覧
別紙 8－1	内水面漁業生産統計調査 内水面漁業協同組合等名簿
別紙 8－2	内水面漁業生産統計調査 内水面養殖業経営体名簿
別紙 8－3	内水面漁業生産統計調査 3 湖沼調査対象名簿
別紙 9	内水面漁業生産統計調査 内水面漁業・養殖業生産量に関する情報
別紙10	内水面漁業生産統計調査 調査拒否等報告
別紙11	内水面漁業生産統計調査 問い合わせ・苦情等対応状況
別紙12	内水面漁業生産統計調査 調査票回収・督促状況
別紙13	内水面漁業生産統計調査 疑義照会状況
別紙14	内水面漁業生産統計調査にご協力いただいている皆様へ
別紙15	内水面漁業生産統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業 及び調査客体からの回答データ取得作業の手順

評価項目一覧

提案書の目次				評価項目	評価の観点	得点配分			提案書項目番号	
大項目	中項目	小項目	細項目			必須(基礎点)	加点	加重		
1 実施計画										
1.1	本業務実施計画			・実施計画(スケジュール)は、農林水産省が示す要件が満たされているか	基本的な調査実施計画	10	-	-		
				☆ 業務手順について、効率的に業務を実施するための工夫が示されているか	調査の効率化	-	9	3		
2 実施体制										
2.1	実施体制・設備・環境			・本業務を遂行可能な体制が確保されているか。また、人員の補助体制が確立されているか	基本的な組織体制	3	-	-		
				・調査に対応できる調査員を確保する計画が記載されているか。また、実査時において的確に配置できる方法が具体的に記載されているか		3	-	-		
				・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか		3	-	-		
				・支出に係る証書類等の整理、保管等体制が適当であるか	基本的な設備環境と財務基盤	3	-	-		
				・本業務を実施する場所、設備環境(調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット等)について十分な体制が用意されているか		3	-	-		
				・統計調査に精通した責任者を適正に配置しているか(各工程において適正に責任者を配置しているか)	統計調査の知識と体制の柔軟性	-	9	3		
				・農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか		-	6	2		
2.2	組織の専門性			・業務遂行に当たり、内水面漁業・養殖業の生産・流通関係の知識(内水面漁業・養殖業についての用語、生産・流通過程等の知識)を有する職員を有しているか	専門性	-	12	4		
				・電話による督促、問い合わせ、苦情対応の業務を行うに当たっては、テレマーケティング業務の実務経験を有する者を配置することとなっているか	処理能力	-	3	1		
				・類似調査事業の受託実績があり、組織又は本業務従事予定者に調査内容に関する専門知識・ノウハウ等があるか	実務実績	-	9	3		
				・ISO9001の認証を受けているか(注1)	資格	-	3	1		
2.3	本業務従事予定者の研修			・教育(研修)のプログラムの概要が必要な内容を含むか(内水面漁業生産統計調査について、秘密の保護についてなど)	研修のプログラム	4	-	-		
				☆ 研修の計画に工夫が示されているか(方法、研修時間など)	研修計画	-	6	2		
				☆ 統計調査(調査項目)の特徴や特性が理解される工夫が示されているか	研修計画	-	6	2		
2.4	セキュリティ対策			・農林水産省の示す情報セキュリティ管理の要件が満たされているか	基本的なセキュリティ	3	-	-		
				・プライバシーマークの認証を受けているか(注1)		-	3	1		
				・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けているか(注2)	万全なセキュリティ	-	6	2		
				・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか		-	3	1		
3 個別業務の実施方法										
3.1	調査関係用品の印刷・配付			・印刷・配付の手順が具体的に示されているか	基本的手法	3	-	-		
				☆ 配付の方法について業務を円滑に行うための創意工夫による設定がされているか	調査票等配付業務の質	-	9	3		
				☆ 調査関係用品の誤配を防ぐ工夫が示されているか		-	6	2		
3.2	調査の協力依頼及び調査客体への謝礼支給			・調査客体への調査の協力依頼、謝礼の支給についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	3	-	-		
				☆ 調査客体へ調査内容をわかりやすく説明し、調査協力が得られるための工夫が示されているか	調査への協力依頼、謝礼支給業務の質	-	9	3		
				☆ 調査客体への謝金支払、報奨品支給を行うための創意工夫による設定がされているか		-	6	2		
3.3	問い合わせ・苦情等対応			・調査客体からの問い合わせ・苦情等対応についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	3	-	-		
				☆ 調査客体からの問い合わせ・苦情等に、迅速、適切に対応するための体制と工夫が示されているか	問い合わせ・苦情等対応の工夫	-	9	3		
3.4	調査票の回収及び督促			・調査票の回収及び督促についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	3	-	-		
				☆ 調査票を確実に回収(100%)するための創意工夫による設定がされているか	調査票回収・督促業務の質	-	12	4		
3.5	調査票の審査			・調査票の審査についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	3	-	-		
				☆ 調査票の審査を正確・迅速・確実に行うための工夫が示されているか(回収した調査票の審査の際、疑義等について照会を確実に行う工夫が示されているか)	調査票審査業務の質	-	6	2		
				☆ 農林水産省からの疑義照会に的確に対応できる工夫が示されているか		-	6	2		
3.6	調査票の電子化・統計表の作成			・調査票の電子化・統計表の作成についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	3	-	-		
				☆ 調査票の電子化を正確・迅速に行う工夫が示されているか	効率化	-	6	2		
				☆ 統計表の作成を正確・迅速に行うための創意工夫による設定がされているか		-	6	2		
						50	150			
☆ 新規性・創造性・効率性を求める項目						96	-	96		
実施体制、実績を評価する項目						104	50	54		
技術点合計						200	50	150		

必須(基礎点)の評価については、「項目に該当する点数」または「0点」により評価、加点については、加点項目ごと3点満点で、0~3点の4段階により評価

注1)この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…3点 で評価を行う
注2)この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…6点 で評価を行う

1 従来の実施に要した経費		(単位:千円)		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度
(農林水産省)				
人件費	常勤職員	139,536	146,379	147,631
	非常勤職員	6,718	7,062	7,062
物件費		8,266	6,876	7,339
委託費(調査協力謝金)		-	7	7
計(a)		154,520	160,324	162,039
参考値 (b)	減価償却費	438	491	559
	退職給付費用	24,135	18,442	18,224
	間接部門費	4,850	3,482	3,577
(a)+(b)		183,943	182,739	184,399
(注記事項)				
1. 業務の実施期間は、1月から12月までの1年間。				
2. 経費のうち、人件費については、委託範囲に該当する全国の農政事務所及び統計・情報センターの数値を集計したものである。				
3. 各費目の内容及び算出方法は以下のとおり。				
(1) 人件費				
人件費の内訳は、基本給、諸手当、社会保険料等である。				
ア 常勤職員				
平成18年度は平成18年1～12月、平成19年度は平成19年1～12月、平成20年度は平成20年1～12月の数値を集計したもの。				
(ア) 統計・情報センター分(3湖沼を管轄する統計・情報センターを除く)				
① 全国の統計・情報センターを客体数により、大・中・小の3階層に分け、各階層から統計・情報センター5か所を無作為に選定。				
② 各統計・情報センターの人件費を合計した値を、選定した統計・情報センター5か所の客体数で除し、階層ごとに1客体当たりの人件費を算出。				
③ 各階層に属する全国の統計・情報センターの客体数1客体数当たりの人件費に乘じ、階層別の人件費を推計。さらに、人件費を合計し、本調査における全国(3湖沼を管轄する統計・情報センターを除く)の人件費を算出。				
(イ) 農政事務所等分(3湖沼を管轄する農政事務所を除く)				
① 全国の農政事務所(局含む。)から5か所を無作為に選定。				
② 各農政事務所の人件費を合計した値を、選定した農政事務所の客体数で除し、1客体当たりの人件費を算出。				
③ 全国の客体数に1客体当たりの人件費を乘じ、本調査における全国(3湖沼を管轄する農政事務所を除く)の人件費を算出。				
(ウ) 3湖沼を管轄するセンター及び農政事務所				
3湖沼を管轄する全ての統計・情報センター及び農政事務所を調査し算出。				
上記(ア)、(イ)及び(ウ)で算出した人件費を合計し、当該調査の常勤職員の人件費を算出。				
イ 非常勤職員				
当該調査の統計調査員手当の実績額から計上。				
(参考)				
・ 非常勤職員は、調査客体の受持数によって支払われる手当額が変動する。				
具体的には、次のとおり手当額を支払うこととしている。				
固定額(調査の準備等に対する報酬) + 変動額(1調査区当たり単価*受持調査区数)				

手当単価

① 内水面漁業・養殖業調査員

1人当たり固定額:1,300円、変動額(1調査区当たり単価):6,900円
(平成18年度)

全国の内水面漁業・養殖業調査員数:約572人

調査員調査対象調査区数:約657調査区

・固定額:1,300円×572人=743,600円

・変動額:6,900円×657調査区=4,536,400円

(平成19年度)

全国の内水面漁業・養殖業調査員数:約463人

調査員調査対象調査区数:約769調査区

・固定額:1,300円×463人=601,900円

・変動額:6,900円×769調査区=5,304,000円

② 3湖沼漁業・養殖業調査員

(平成18年度)

1人当たり固定額:1,300円、変動額(1調査区当たり単価):10,200円

全国の3湖沼漁業・養殖業調査員数:約125人

調査員調査対象調査区数:約125調査区

・固定額:1,300円×125人=162,500円

・変動額:10,200円×125調査区=1,275,000円

(平成19年度)

1人当たり固定額:1,300円、変動額(1調査区当たり単価):7,800円

全国の3湖沼漁業・養殖業調査員数:約103人

調査員調査対象調査区数:約131調査区

・固定額:1,300円×103人=133,900円

・変動額:7,800円×131調査区=1,021,800円

注:平成20年度は見込値として19年度の額を計上。

調査区とは、調査客体名簿に基づき、内水面漁業協同組合又は市町村の地域ごとに設定した区域。

変動額における単価(1調査区当たりの単価)は、調査区内の調査客体数に応じて増減する場合がある。

(2) 物件費

印刷製本費(調査票等関係書類)、通信運搬費(郵送料)、備品費、消耗品費、被服費、光熱費、通信費(電話料)、借料(パソコン等)、保守料、非常勤職員旅費を計上。

・印刷製本費及び非常勤職員旅費を除く物件費については、本調査に要した経費の特定が困難なため、農林水産省統計部における各経費を積み上げた額を同部所管の全調査の客体数(延べ)で除して1客体当たりの物件費を計算した後、これに本業務の客体数を乗じて本調査に係る経費として計上している。

・印刷製本費(調査票等関係書類)は、平成18年度:399千円、平成19年度:121千円、平成20年度:295千円。平成18年度及び20年度は「調査員の手引き」、「調査要領」を印刷製本した(18年度229千円、20年度169千円)。これ以外は調査票の印刷製本に係る費用である。

・非常勤職員旅費については、平成18年度:76千円、平成19年度:92千円を計上している。なお、調査員の旅費は調査員が調査活動において一定距離以上の移動を伴った場合に支払うこととしており、計上額は実績額である(ただし、平成20年度は見込値として19年度の額を計上)。

(3) 委託費

3湖沼漁業生産統計調査の調査協力謝金は平成19年度から行っており、平成19年度は当該調査の調査協力謝金の実績額から、平成20年度については、見込値として19年度の額を計上している。

(4) 減価償却費(建物)

- ① 定額法により算出
- ② 建物全体の減価償却費のうち、本業務を担当している職員の人員数により按分

(5) 退職給付費用

退職給付費用の単価に当該調査の常勤職員の人員数を乗じて算出した。
なお、平成20年度においては、平成19年度の退職給付費用の単価を用いて算出した。

(6) 間接部門費

間接部門費の人件費、物件費、退職給付費用の総額を調査客体総数で除し、当該調査の客体数に乗じて算出。なお、間接部門費の減少は、地方統計組織管理部門、地方農政事務所等管理部門、それぞれの職員の減少による。

2 従来の実施に要した人員 (単位:人)			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
常勤職員	14.698	14.756	14.581
非常勤職員	697	566	566
(業務従事者に求められる知識・経験等) ○ 統計調査に関する知識、情報処理(パソコン操作)に関する知識、調査対象、業界に関する予備知識が必要。 ○ 内水面漁業生産量統計調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。			
(業務の繁閑の状況とその対応) ○ 12月～2月にかけて、調査関係書類の配付、調査票の回収、調査客体からの照会対応、調査票の審査、未提出客体への督促等、業務の繁忙期にあたる。 ○ 月毎の人員配置について 常勤職員においては、月毎に配置状況は変わらない			
(注記事項) 1. 常勤職員は、委託対象の業務に年度を通じて直接従事した人数を記載。 非常勤職員は、統計調査員手当の実績額から人数を算出。 なお、平成20年度の統計調査員手当の実績額はまだ、作成されていないため平成19年度の数値を計上している。 2. 他の業務を兼務している常勤職員については、当該業務に携わる比率を考慮して算定。 3. 具体的には、業務に従事した日(時間)数を年間の営業日(時間)数で除し、人員を算出。(常勤職員) 4. 人員については、全国の農政事務所及び統計・情報センターの数値を集計したものである。			

3 従来の実施に要した施設及び設備

【地方農政局、地方農政事務所、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局】

○設備
電話、FAX、コピー機、パソコン、プリンタ、サーバ、LAN、書庫、机・いす

○施設
各庁舎の一角

【統計・情報センター】

○設備
電話、FAX、コピー機、パソコン、プリンタ、LAN、書庫、机・いす

○施設
各庁舎の一角

(注記事項)

1. 施設及び設備について、各地方農政局、各地方農政事務所、北海道農政事務所、沖縄総合事務局、各統計・情報センターで使用している設備にあまり差異はないため、代表例として示している。
2. 上記設備は、兼務している他業務分を含む。基本的には、パソコンは一人一台体制だが、電話、FAX、コピー機、プリンタは複数名で一台となる。
3. 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
内水面漁業漁獲統計調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%
内水面養殖業収獲統計調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%
3湖沼漁業生産統計調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(注記事項)

1 回収率の算定根拠

回収率は、以下により算出したものである。
なお、調査客体数は調査不適合等により除外した客体はない。

①平成18年度

- 内水面漁業漁獲統計調査(回収率100%)
調査対象数:(637)漁協等、回収数:(637)漁協等
- 内水面養殖業収獲統計調査(回収率100%)
調査対象数:(2,363)養殖業経営体、回収数:(2,363)養殖業経営体
- 3湖沼漁業生産統計調査(回収率100%)
調査対象数:(1,262)水揚機関等、回収数:(1,262)水揚機関等

②平成19年度

- 内水面漁業漁獲統計調査(回収率100%)
調査対象数:(593)漁協等、回収数:(593)漁協等
- 内水面養殖業収獲統計調査(回収率100%)
調査対象数:(2,090)養殖業経営体、回収数:(2,090)養殖業経営体
- 3湖沼漁業生産統計調査(回収率100%)
調査対象数:(1,267)水揚機関等、回収数:(1,267)水揚機関等

③平成20年度

- 内水面漁業漁獲統計調査(回収率100%)
調査対象数:(672)漁協等、回収数:(672)漁協等
- 内水面養殖業収獲統計調査(回収率100%)
調査対象数:(1,987)養殖業経営体、回収数:(1,987)養殖業経営体
- 3湖沼漁業生産統計調査(回収率100%)
調査対象数:(1,267)水揚機関等、回収数:(1,267)水揚機関等

注:平成18年度は平成17年調査、平成19年度は平成18年調査、平成20年度は平成19年調査について記述している。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

別紙4参照

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- 地方統計組織との連絡を密にし、全国会議や地方会議において情報交換や意見交換を行い、調査の実施における具体的な問題点等を把握し改善を図ることにより、よりよい統計になるよう努めている。
- 調査客体からの問い合わせに対しては、迅速・丁寧・正確に回答している。
- 統計調査員が調査客体に調査拒否された場合、地方統計組織は統計調査員に対し再度適切な指導を行っている。しかしながら、統計調査員の数度の依頼でも協力が得られない場合は、地方統計組織から調査客体に直接協力依頼するなど、すべての調査客体から調査協力を得られるよう努めている。

(注記事項)

1 実施状況について

(1) 内水面漁業漁獲統計調査

1. 調査客体からの照会件数:21件
2. 調査客体への疑義照会件数:86件
3. 督促と回収率との関係:19年調査においては、42漁協等に対し、延べ49回の督促を行い、回収率は100%

(2) 内水面養殖業収穫統計調査

1. 調査客体からの照会件数:39件
2. 調査客体への疑義照会件数:212件
3. 督促と回収率との関係:19年調査においては、242漁協等に対し、延べ286回の督促を行い、回収率は100%

(3) 3湖沼漁業生産統計調査

1. 調査客体からの照会件数:13件
2. 調査客体への疑義照会件数:76件
3. 督促と回収率との関係:19年調査においては、18漁協等に対し、延べ22回の督促を行い、回収率は100%

注: 調査客体からの照会は合計73件。1月は7件、2月は47件、3月は19件を対応。
調査客体への疑義照会は合計374件。1月に37件、2月に218件、3月に110件、6月に3件、7月に4件、8月に2件を実施。
督促は、往復郵送調査の方法により実施した調査客体のうち期日までに調査票の提出がない調査客体に対して、電話により実施。
調査員が調査客体に調査拒否された件数は38件。このことから、地方統計組織は調査員に対し、「調査の目的や内容を説明するとともに、主な利活用も説明する。」といった対応方法を説明し、再度、調査客体へ依頼するよう指導した。その結果、6件が調査協力。残り32件は地方統計組織が直接協力依頼を行い、最終的に全ての調査客体から調査協力を得た。

2 調査協力謝金の支払

調査客体に支払う調査協力謝金については、水揚機関等に対し、口座振込みにより支給している。

19年度については、3湖沼漁業生産統計調査対象水揚機関等に対し2,300円ずつを支払った。

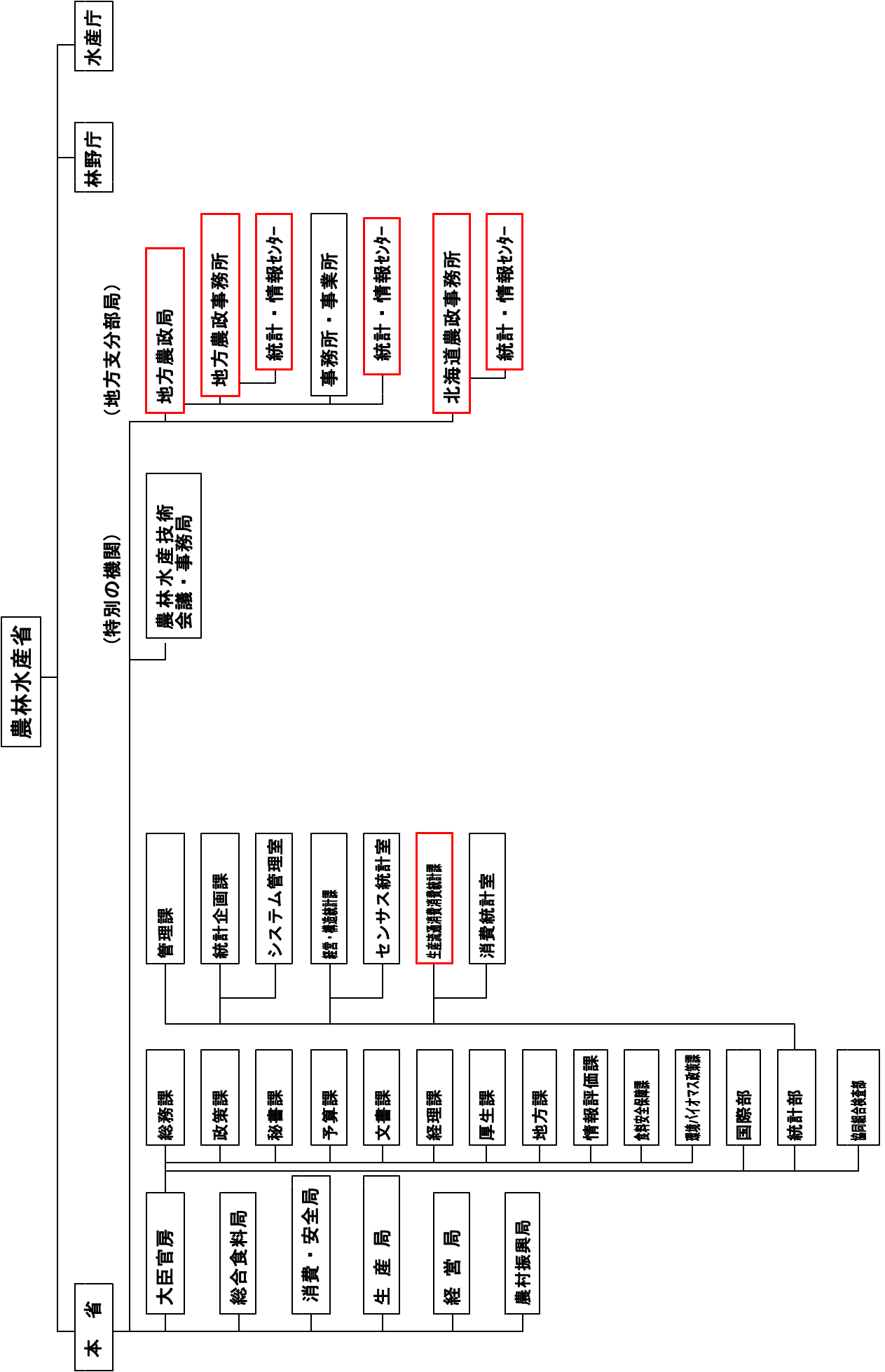
3 調査方法

19年度の調査方法は、調査員調査が約65% (約2,500客体に合計566名の調査員で調査を行い、調査員1人当たりの受持客体数は約4客体)、往復郵送調査は約35%であった。

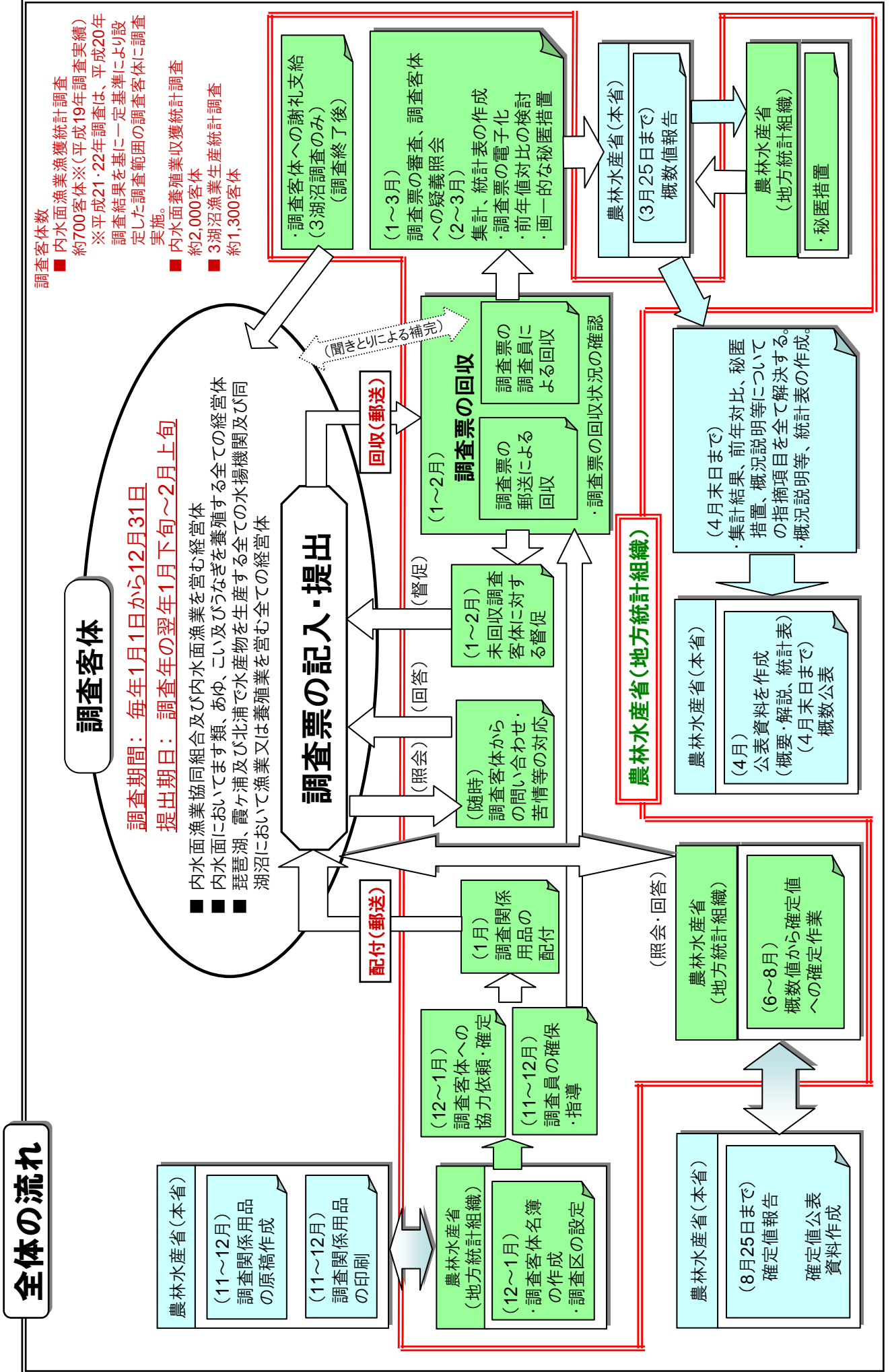
農林水産省の組織図

(□が、対象業務を行っている部署)

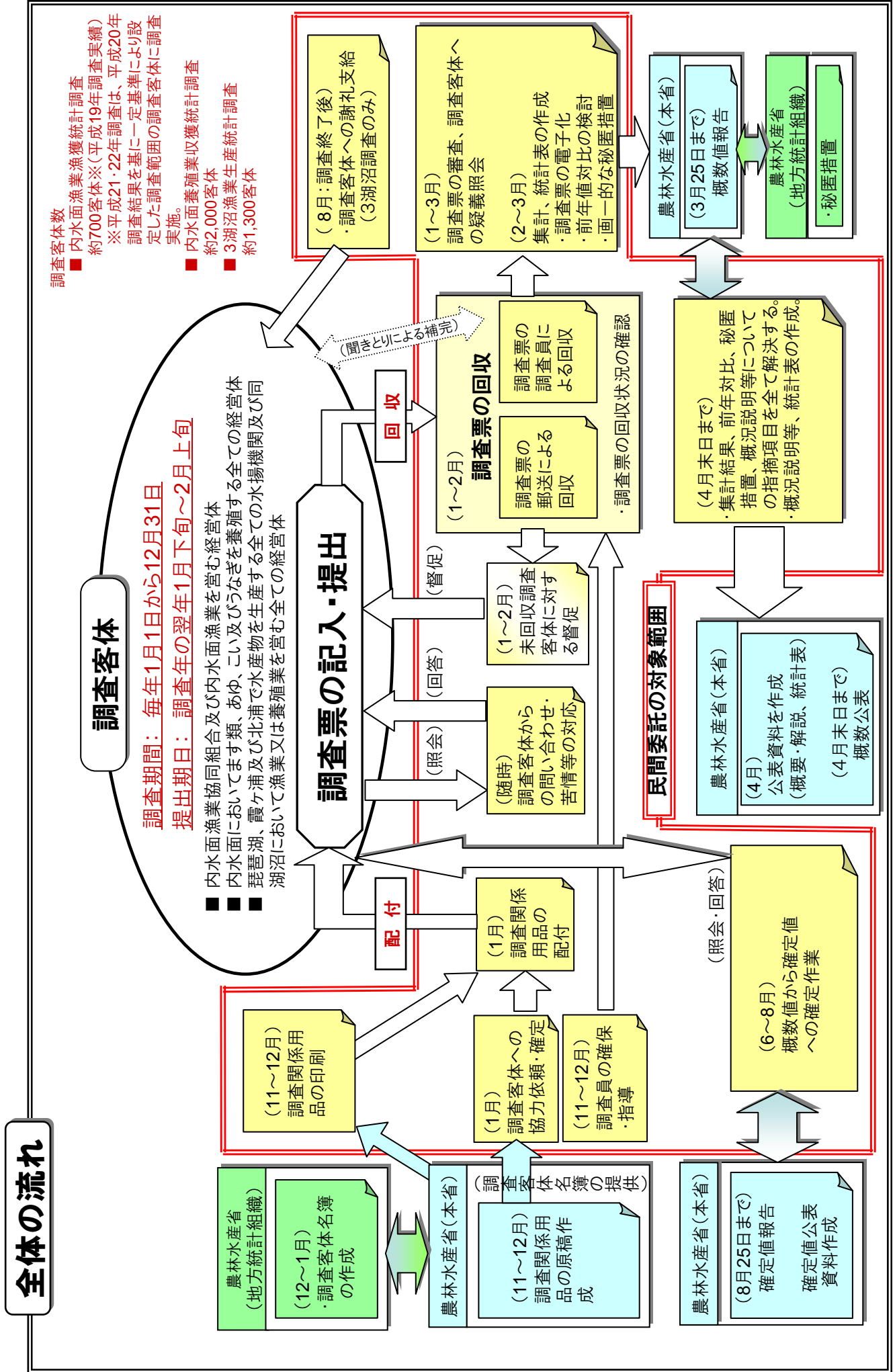
別紙3



内水面漁業生産統計調査の流れ図（従来の実施方法）



内水面漁業生産統計調査の流れ図（平成21・22年の実施方法）



内水面漁業生産統計調査都道府県別調査客体数及び調査員数

	内水面漁業生産統計調査(平成19年度)				
	内水面漁業 漁獲統計調査	内水面養殖業 収獲統計調査	3湖沼漁業 生産統計調査	計	調査員
全 国 計	672	1,987	1,267	3,926	566
北 海 道	37	51	-	88	13
東 北					
宮 城	15	31	-	46	4
青 森	27	23	-	50	7
岩 手	44	64	-	108	18
秋 田	14	44	-	58	5
山 形	37	71	-	108	23
福 島	44	51	-	95	21
関 東					
埼 玉	10	16	-	26	10
茨 城	17	7	531	555	68
栃 木	22	51	-	73	1
群 馬	14	52	-	66	6
千 葉	18	7	-	25	16
東 京	12	24	-	36	2
東 北					
神 奈 川	10	15	-	25	10
山 梨	10	41	-	51	7
長 野	24	147	-	171	27
静 岡	6	140	-	146	15
北 陸					
石 川	-	15	-	15	2
新 潟	54	52	-	106	77
富 山	3	21	-	24	9
福 井	7	11	-	18	4
東 海					
愛 知	17	176	-	193	4
岐 阜	35	119	-	154	8
三 重	24	31	-	55	24
近 畿					
京 都	12	8	-	20	11
滋 賀	2	41	736	779	43
大 阪	-	-	-	-	-
兵 庫	5	27	-	32	6
奈 良	22	12	-	34	-
和 歌 山	9	23	-	32	5
中 国					
岡 山	14	35	-	49	15
鳥 取	2	10	-	12	2
島 根	6	22	-	28	8
広 島	16	30	-	46	6
山 口	-	15	-	15	-
四 国					
徳 島	19	92	-	111	9
香 川	-	20	-	20	4
愛 媛	6	28	-	34	5
高 知	10	46	-	56	17
九 州					
熊 本	5	58	-	63	4
福 岡	13	46	-	59	18
佐 賀	7	7	-	14	7
長 崎	-	4	-	4	2
大 分	6	36	-	42	5
宮 崎	16	94	-	110	4
鹿 児 島	1	71	-	72	12
沖 縄	-	2	-	2	2

調査客体配付用品一覧

調査関係用品番号	関係用品・作成物	農林水産省からの貸与	印刷の要・不要	原稿渡し(月)	調査客体への送付時期	積算内訳
内水面漁業漁獲統計調査・内水面養殖業収穫統計調査・3湖沼漁業生産統計調査共通						
1	調査への御協力のお願い (調査員回収調査用)	○	○	11	1月	386(漁獲調査客体数)+914(養殖調査客体数)+1,236(3湖沼調査客体数)×1.05=2,663
2	調査への御協力のお願い (往復郵送調査用)	○	○	11	1月	286(漁獲調査客体数)+1,073(養殖調査客体数)+31(3湖沼調査客体数)×1.05=1,460
3	送付用封筒(調査関係用品送付用)	×	○	×	1月	672(漁獲調査客体数)+1,987(養殖調査客体数)+1,267(3湖沼調査客体数)×1.05=3,926
4	返信用封筒 (往復郵送調査用)	×	○	×	1月	286(漁獲調査客体数)+1,073(養殖調査客体数)+31(3湖沼調査客体数)×1.05=1,460
5	オンライン調査への御協力のお願い	○	○	11	1月	672(漁獲調査客体数)+1,987(養殖調査客体数)+1,267(3湖沼調査客体数)×1.05=3,926
6	オンライン調査システム操作ガイド	○	○	11	随時	オンライン調査を選択した調査客体に配付
7	オンライン調査用ID・パスワード	×	×	×	随時	オンライン調査を選択した調査客体に配付
内水面漁業漁獲統計調査						
8	調査票の記入の仕方 (内水面漁業漁獲統計調査票)	○	○	11	1月	672(漁獲調査客体数)×1.05=706
9	内水面漁業漁獲統計調査票	○	○	11	1月	672(漁獲調査客体数)×1.05=706
内水面養殖業収穫統計調査						
10	調査票の記入の仕方 (内水面養殖業収穫統計調査票)	○	○	11	1月	1,987(養殖調査客体数)×1.05=2,086
11	内水面養殖業収穫統計調査票	○	○	11	1月	1,987(養殖調査客体数)×1.05=2,086
3湖沼漁業生産統計調査						
12	調査票の記入の仕方 (3湖沼漁業生産統計調査票)	○	○	11	1月	1,267(3湖沼調査客体数)×1.05=1,330
13	3湖沼漁業生産統計調査票	○	○	11	1月	1,267(3湖沼調査客体数)×1.05=1,330

内水面漁業漁獲統計調査
内水面漁業協同組合等名簿

調査年	事務所	センター

枚のうち 枚目

整理番号	内水面漁業協同組合又は 内水面漁業経営体の名称	調査対象河川・湖沼		市町村 コード	住所等		調査方法 〔 調査員調査 = 1 往復郵送調査 = 2 〕	備 考
		河川・湖沼コード	名称 (水系名)		住所	電話番号		

内水面養殖業収獲統計調査
内水面養殖業経営体名簿

調査年	事務所	センター

枚のうち 枚目

整理番号	内水面養殖業経営体の名称 (事業所名又は代表者名)	市町村 コード	住所等		調査方法 (調査員調査 = 1 往復郵送調査 = 2)	備 考
			住 所	電 話 番 号		

3 湖沼漁業生産統計調査
3 湖沼調査対象名簿

調査年	事務所	センター
-----	-----	------

枚のうち
 枚目

整理番号	調査対象の名称	調査対象の種類 (水揚機関 = 1 経営体 = 2)	市町村 コード	住所等		調査方法 (調査員調査 = 1 往復郵送調査 = 2)	備考
				住所	電話番号		

内水面漁業・養殖業生産量に関する情報

平成 年

NO.

魚種名又は 漁業種類名	情報収集事項	情報及び増減の理由（概況）
(記入例) 内水面漁業 ○○○川 あゆ	○○年 2,000kg ○○年 2,000kg 対比 95.0%	7月の集中豪雨による濁水の影響と、8月の猛暑で河川水温が30℃前後となる日が10日間に及んだことによるへい死があったことから、漁獲量が前年に比べ減少した。

〔記入上の注意〕

環境、資源及び水産物需給等に関する情報を取りまとめるとともに、前年に比べ漁獲量の変動が大きい魚種、養殖業についてはその増減理由を記入する。

都道府県	農政局名 地方農政事務所	センター名

(秘)平成 年 内水面漁業生産統計調査 調査拒否等報告

都道府県名

内水面漁業漁獲統計調査
内水面養殖業収獲統計調査
3湖沼漁業生産統計調査

No.

No	月日	応対時刻	調査票の指標欄		調査拒否・遅延理由等
			センター	整理番号	
	/				<p><記入例①> 日常の仕事が忙しいので、調査に協力する時間が無い。また、調査結果が何に利用されているのか解らない。</p>
	/				<p><記入例②> 個人で養殖業を営んでおり、個人情報なので調査に協力できない。</p>
	/				
	/				

(秘)平成 年 内水面漁業生産統計調査 問い合わせ・苦情等対応状況

都道府県名	
-------	--

内水面漁業漁獲統計調査
内水面養殖業収獲統計調査
3湖沼漁業生産統計調査

No.

No	月日	応対時刻	調査票の指標欄		応対内容		備考
			センター	整理番号	苦情等・照会内容	回答内容	
	/				<p>〈記入例①〉 どじょう、やつめうなぎの漁獲量は、どの魚種に計上すればよいのか。</p>	<p>〈記入例①〉 どじょうは「その他の魚類」、やつめうなぎは「その他の水産動植物類のその他」に計上して下さい。</p>	
	/				<p>〈記入例②〉 こい養殖業を営んでおり、食用のほかは観賞用も養殖しているが、全て計上するのか。</p>	<p>〈記入例②〉 錦ごいなどの観賞用は調査の対象となりません。食用目的の収獲量のみ計上して下さい。</p>	
	/				<p>〈記入例③〉 調査データは個人情報だが、秘密の保護は図られているのか。</p>	<p>〈記入例③〉 調査票等の管理を厳格に行うとともに、調査の過程で知り得た情報も含めて秘密の保護を図り適切に取り扱っております。</p>	
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						

(秘)平成 年 内水面漁業生産統計調査 調査票回収・督促状況

都道府県名

内水面漁業漁獲統計調査
内水面養殖業収獲統計調査
3湖沼漁業生産統計調査

No. _____

調査票の指標欄 センター	調査票 回収日	督促日	督促状況		回収方法(該当方法に○をつける)				備考
			内容	内容	調査員	郵送	オンライン	その他	
	/	/							
	/	/							
	/	/							
	/	/							
	/	/							
	/	/							
	/	/							
	/	/							
	/	/							

(秘)平成 年 内水面漁業生産統計調査 疑義照会状況

都道府県名

内水面漁業漁獲統計調査
内水面養殖業収獲統計調査
3湖沼漁業生産統計調査

No.

No	月日	応対時刻	調査票の指標欄			照会内容	回答内容	備考
			センター	整理番号				
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							

内水面漁業生産統計調査にご協力いただいている皆様へ

農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局

日頃より、内水面漁業生産統計調査にご協力いただき誠にありがとうございます。
います。

本調査は、内水面漁業・養殖業の生産に関する実態を明らかにし、内水面
漁業振興対策等の水産行政の資料及び社会的情報基盤の整備を目的として実
施しており、今後とも調査に対するご理解とご協力をお願いいたします。

さて、本調査は、平成22年から、パソコンを利用したインターネットによ
るご回答（以下「オンライン調査」と称します。）が可能となります。オンラ
イン調査には、裏面に記載しました特徴（メリット）がございますので、オ
ンライン調査への皆様のご協力をお願いします。

つきましては、オンライン調査にご協力いただける方は、下記のお問い合
わせ先にご連絡をいただきますようお願いいたします。後日、「オンライン調
査システムの操作方法」等を配付させていただきます。

【お問い合わせ先】

農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局

TEL:

担当者:

オンライン調査のご案内

◇ オンライン調査の特徴

○ すべての作業がパソコン画面上で行えます。

調査に関するすべての作業がパソコン画面上で行えますので、調査票の記入・郵送事務等が必要なくなります。

○ 皆様のご都合の良い時間にご回答いただけます。

調査期間中、1日24時間、皆様のご都合の良い時間にご回答いただけます。

○ セキュリティは確保されます。

このシステムでは、ログイン用のIDが、個別に配付されます。
このIDでご回答いただきましたデータについては、不正アクセスから厳重に守られます。
なお、インターネット上のデータの送受信は、暗号化(SSL方式)によって保護され、外部に漏れることはありません。

◇ オンライン調査に必要な機器環境について

オンライン調査を行うには、以下のインターネット接続環境及びパソコン環境が必要です。

○ インターネット接続環境

ISDN回線以上であれば特に問題なくご利用いただけますが、より快適にご利用いただくためにはADSL等のブロードバンド環境を推奨します。

○ パソコン環境

OS : Windows Vista (SP1)、Windows XP (SP2)

Windows 2000 (SP4)

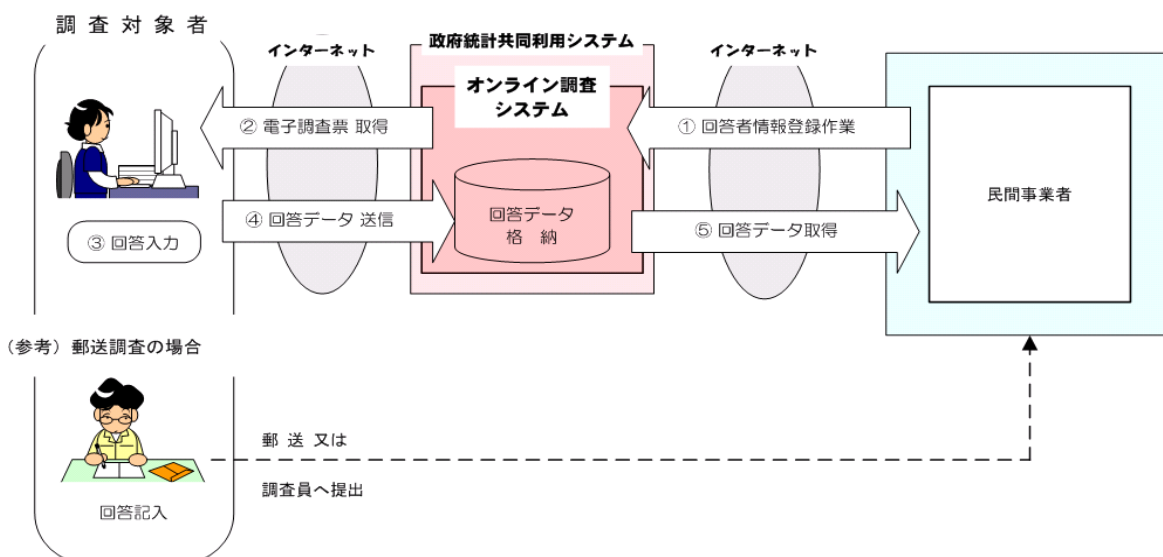
インターネット閲覧ブラウザ : Internet Explorer 7.0

Internet Explorer 6.0

PDF閲覧ソフト : Adobe Reader 7.0.9 以上

(Adobe Reader は、Adobe社のホームページ等から無料でダウンロードできます。現在の最新版は「Adobe Reader 8.1」になります。)

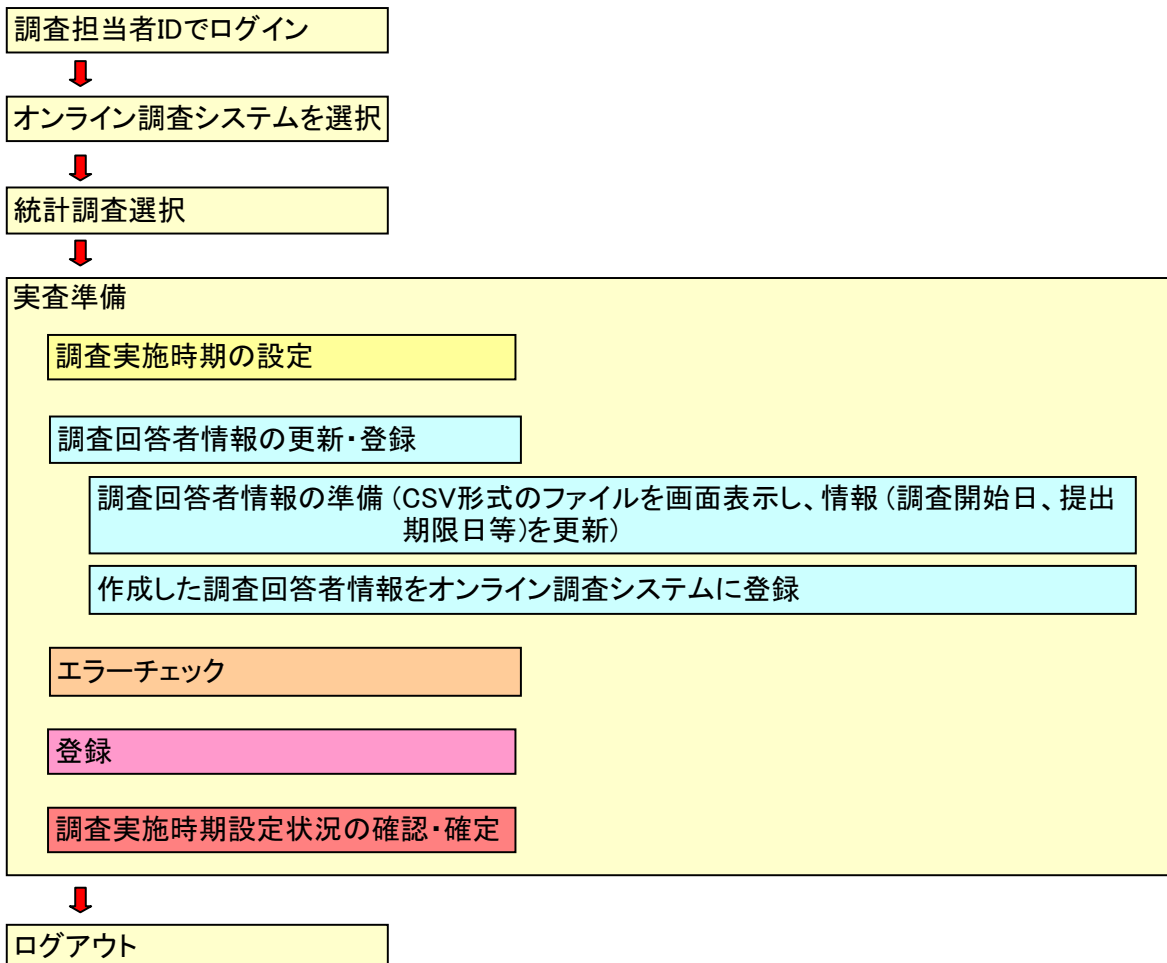
◇ オンライン調査のイメージ図



注：電子調査票・・・パソコン上でデータ入力ができるように、電子化した調査票

内水面漁業生産統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業 及び調査客体からの回答データ取得作業の手順

1. 回答者情報登録作業



2. 回答データ取得作業

